

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

印西市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

印西市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	【事務の概要】 国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係わる相談及び指導 ⑦年金生活者支援給付金の届出の受付・報告、また支給に必要な情報の提供 ⑧その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム、バックアップシステム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表46、128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部国保年金課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民年金法に基づき国民年金事務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑤所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供	【事務の概要】 国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係わる相談及び指導 ⑦その他上記に関連する業務	事後	
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年6月29日	I 5. ②所属長の役職名	国保年金課長 川村 伸一	国保年金課長	事後	
平成30年6月29日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月29日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部情報管理課	総務部総務課	事後	
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による新設
令和2年6月30日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一(31の項)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一(31の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
令和2年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和2年6月30日	IV6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	
令和2年6月30日	IV6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	
令和3年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月30日	項目	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	事後	
令和4年6月30日	項目	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	事後	
令和4年6月30日	提出時期に係る説明	その他の項目の変更であり事前の提出・公表 が義務付けられない。	変更前の記載を省略	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月27日	Iー1. ②事務の概要	⑦その他上記に関連する業務	⑦年金生活者支援給付金の届出の受付・報告、 また支給に必要な情報の提供 ⑧その他上記に関連する業務	事後	
令和6年9月27日	I 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（以下「番号法」 という。） 第9条第1項及び別表第一（31の項）	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第9条第1項別 表46、128の項	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	